

ご存じですか？ ひとり親家庭に関する制度

❖児童扶養手当制度

この手当を受けることができる方は、次の条件に当てはまる18歳到達後最初の3月31日まで（一部20歳まで）の間にある児童を監護している母や、母にかわってその児童を養育している方です。

- ①父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が政令で定める程度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧すて児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

なお、母または養育者が公的年金給付を受けることができるときなど、上記の条件に当てはまる場合においても、手当を受けることができない場合があります。

※児童扶養手当については、平成14年の法律改正により離婚等による生活の激変を緩和し、母子家庭の自立を促進するという目的で見直され、手当を受けてから5年以上経過した方については、平成20年4月からその一部を支給停止することとされています。

ただし、お子さんが8歳未満の場合、お母さん自身に障がいがある場合などは、一部支給停止は、されません。

※一部支給停止の対象者や支給停止額に関する具体的な内容については、本年末に決められる予定となっています。

なお、一部支給停止の額については、法律で「手当の2分の1に相当する額を超えることができない。」とされており、本来受け取る手当額の2分の1の額は、保障されています。

❖ひとり親家庭医療費助成制度

下に該当する方（助成対象者）が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用（食事療養費等対象にならない費用があります。）の一部を助成します。ただし、助成対象者の所得が一定額以上である場合は、助成することができません。

助成対象者	説 明
母子家庭の母	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している者
母子家庭の児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
父子家庭の父	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している者
父子家庭の児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
父母のいない児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

❖寡婦医療費助成制度

満70歳未満の寡婦（かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方）の方が医療機関で受診されたときは、国東市がその費用（食事療養費等対象にならない費用があります。）の一部（助成対象費用の2分の1）を助成します。ただし、その方の世帯に所得税の納税義務を有する世帯員がいるときは、助成することができません。

これらの制度を利用するためには、申請が必要です。詳しくは、下記までおたずねください。

問い合わせ

国東市福祉事務所 家庭福祉係 ☎0978⑦5164
 国見総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎0978⑧1112
 武蔵総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎0978⑧1112
 安岐総合支所 地域市民健康課 福祉係 ☎0978⑦1114

自死遺児救済援護事業のお知らせ

大分県青少年育成県民会議では、大分県の補助を受け、自死遺児（自殺により親を失った児童・生徒）を対象に、入学・卒業祝、修学旅行費補助等の援護活動を行っています。

対象は県内に居住し、県内の小・中学校に通学する自死遺児で、亡くなった保護者の性別等に関係なく、援護金等を受けられます。

なお、詳細については、大分県青少年育成県民会議までお問い合わせください。

問い合わせ 大分県青少年育成県民会議（大分県生活環境部私学振興・青少年課内）

☎097-506-3076 内線3075